



## 平成28年度の活動をふりかえって

大森文化会館では同和問題をはじめとするあらゆる人権問題解決のため、学習会として「つくし会」と「解放未来塾」を開催しました。事業の一環として現地学習を開催しています。

平成28年度は「渋染一揆に学ぶ」と題し、岡山県の渋染一揆ゆかりの地を訪れました。

## 解放未来塾現地研修【渋染一揆に学ぶ】

### 人間としての誇り

8月10日（水）11日（木）の2日間、解放未来塾現地研修を実施しました。

岡山藩では、被差別身分の人々の「自分たちは百姓である（自分たちは百姓と同等である）」という意識が高く、周囲からの差別や、藩側からの差別的な政策に対して立ち向かい、闘ってきた長い歴史があります。

岡山藩では、財政が苦しくなり安政二年（1855年）人々に儉約令を出しました。その中には、百姓や町人とは別に、身分上きびしく差別されてきた人たちに対して、差別を強める別段御触書がありました。ひどい差別だと、彼らはこの命令の撤回を求めて立ち上がり、53か村から千数百人もの人たちが結集して強訴（藩に対して別段御触書の撤回を要請）し、この別段御触書の命令を実施させませんでした。

祖先から闘い続け、子や孫にまで差別を残したくないという思い、人間としての誇りを命がけで守り抜いた当時の人の行動力を学び、今後も差別をなくすため学習し続けていかなければならないと感じました。



岡山市人権啓発センターで学習



渋染一揆結集の地

## つくし会

『差別の現実から・・・』を基本とした学習内容の展開  
『自分自身を見つめる』ことから、お互いの人権について考える  
『ひとごと』から『わがこと』への一人ひとりの変容を目指して  
この3つを重点目標として、毎月第3金曜日を予定日として開催しています。



5月20日 元気の出る講演会Ⅰ  
愛媛県人権対策協議会 副会長の山下美佐子さんに「私と人権・同和教育」と題し講演していただきました。

自らの体験をもとにお話ししていただき、参加者一人ひとりが差別の現実から深く学ぶことのできた講演でした。

### 8月18日「他市町交流会」

宇和島市三間町隣保館へ訪問させていただき、隣保館の活動や人権対策協議会の方の思いを話し合っ  
て交流しました。

毎年開催して交流を深めていければと考えています。



### 9月16日「元気の出る講演会Ⅱ」

徳島県人権エンタメ集団「友輝（ゆうき）」に所属、人権書道家の阿部千明さんに「人間として生きるには人を人として大切に」と題し講演していただき、これまでの人権問題との関わりや、自らの中にあつた差別心への気づきなど講演をしていただき、気づくことの大切さなど学びました。



### 12月15日「各種大会報告」

平成28年度に、人権・同和教育の各大会に参加した方からの報告会を開催しました。

各大会に参加して発表のあつた他市町の活動や、各大会参加者が今後どう活かしていくのかなど報告していただきました。



7月にソフトバレーでスポーツ交流会、10月にいもたき交流会、11月に小・中・高等学校の先生に講師をしていただき、授業風景の再現の学習会を開催しました。

※ 平成29年度につくし会の予定は最終ページを参考にしてください。

## 解放未来塾 平成 29 年度塾生募集

大森文化会館では、平成 29 年度『解放未来塾』塾生を募集しています。

対象は、小学 5 年生から高校生です。

参加を希望される方は、大森文化会館(7 2 - 0 8 3 7)まで連絡してください。

### 解 放 未 来 塾

差別や偏見に気づくことと、「あんたのいいよることおかしいよ」「どうして差別するの」と言える勇氣と知識（力）を身につけることを目標に、毎月第 4 木曜日を予定日として開催しています。

29 年度には、他市町の子ども会との交流を深めるため、交流会を予定しています。

### 交流活動

2 月 1 2 日『耐寒ウォーク 2 0 1 7』

大森文化会館から山出憩いの里温泉までの往復の行程を、城辺小・中学校の児童・生徒 25 名、保護者・教職員等 14 名が参加し約 17.5km 歩きました。当日は、朝から雪が降っていましたが、参加者の皆さん声を掛け励まし助け合いながら、仲間づくり、そして絆を深めて全員完歩することが出来ました。



山出憩いの里温泉出発



会館到着後集合写真

会館到着後には、地元の方に作っていただいた、ぜんざいをごちそうになりました。

○子ども会活動として、地区伝統行事「亥の子」や「クリスマス会」を開催して交流を深めました。

○女性部の交流事業として生花教室を開催しています。参加を希望される方は大森文化会館までご連絡ください。



地区伝統行事  
亥の子

<お気軽にご連絡ください。>

生花教室作品



### 各種相談事業

大森文化会館では、各種相談事業を行っております。人権問題に関することなど、相談がありましたらお気軽にご連絡ください。

### 大森文化会館の利用について

大森文化会館は、住民のみなさんに利用していただけるよう開放しています。サークル活動等でもご利用できますので、利用を希望される方は、大森文化会館へご連絡をください。(利用時間は、午前 9 時～午後 10 時まで)

# 平成29年度『つくし会』予定表

## 重点目標

- 『差別の現実から・・・』 を基本とした学習内容の展開
- 『自分自身を見つめる』 ことから、お互いの人権について考える
- 『ひとごと』から『わがこと』への一人一人の変容を目指して
- \* 身の回りの具体的な課題・同和問題に焦点を絞り学習
- \* 学習者の一人一人の心に届く学習内容の展開

月	日	学 習 内 容
4	21	人権標語づくり (ワークショップ)
5	18	元気の出る講演会 I
6	16	軽スポーツ交流会
7	21	大会報告
8		他市町との交流会 (他団体との交流)
9	15	元気の出る講演会 II
10	20	大会報告/いもたき交流会
11	17	小・中・高 人権教育の取組について
12	15	大会報告
1	19	元気の出る講演会 III




つくし会参加者の様子

※ 内容・日程については変更になる場合があります。

部落差別の解消の推進に関する法律が成立し、十二月十六日付で施行されました。  
部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。